【簡易公募型競争入札方式】

入札公示（設計等）

設計等競争入札参加者を招請するので公示する。
本業務は、電子契約システム対象案件である。

１　掲　載　日　　令和８年10月21日

２　掲載責任者　　分任支出負担行為担当官
北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長　後藤　高広

３　担 当 部 局　　〒９５６－００１５
新潟県新潟市秋葉区川口５７８－１３
北陸農政局新津郷用水農業水利事業所　工事第二課　工事第２係
電話０２５０－４７－７５３０

４　業務内容等
（１）業 務 名　　新津郷用水農業水利事業　小向調圧水槽他地質調査業務

（２）業務内容　　一般調査業務

1	土質ボーリング	６孔
2	サンプリング	12本
3	現位置試験	
3-1	標準貫入試験	316回
3-2	孔内載荷試験	12回
3-3	現場透水試験	４回
4	土質試験	
4-1	物理試験	324試料
5	資料整理取りまとめ	６孔
6	断面図等の作成	１式
7	地盤情報データベース検定	６孔

解析等調査業務

1	計画準備	１式
2	既存資料の収集・現地調査	１式
3	資料整理取りまとめ	１式
4	断面図等の作成	１式
5	総合解析取りまとめ	１式

（３）履行期限　　令和９年３月19日

（４）入札契約方式　　簡易公募型競争入札方式

（５）本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に関わる確認並びに入札につ

いて原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

（６）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行業務である。

（７）本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、「指名停止等措置要領」に基づき指名停止等の措置を講じる。

（８）本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
　なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
（９）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年12月17日付け７農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）の試行業務である。
　なお、詳細については、特別仕様書によるものとする。

５　資格要件及び選定基準
（１）入札参加者に要求される資格要件
（ア）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（イ）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（ウ）北陸農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうちA等級・B等級の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も７により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、落札決定時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
　なお、（ウ）の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。
（オ）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（カ）北陸農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）資本関係又は人的関係に関する要件
　参加表明書を提出しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は業務説明書による）。

（３）入札参加者を選定するための基準

ア　企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害活動実績、表彰実績、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

イ　技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、手持ち業務の状況等

6　業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所において交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

（１）交付期間

別表１①に示す日時

（２）交付場所

３に同じ。

（３）そ の 他

交付は無料である。

7　参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

（１）提出方法

ア　電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式１のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着で（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法にて提出することとし、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

イ　紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着で（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出をすることとし、FAX又は電子メールによるものは、受け付けない。

なお、参加表明書様式一式については、CD-R等に保存し、紙で打出したものと併せて提出すること。

（２）提 出 先

３に同じ。

（３）提出期間

別表１②に示す日時

（４）選定結果の通知方法・時期
参加表明書の選定・非選定結果については、別表１③に示す日までに書面により通知する。

（５）６に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

８　入札及び開札
（１）入札の日時
ア　電子入札方式による入札
別表１④に示す日時
イ　紙入札方式による入札
別表１⑤に示す日時に（３）の場所にて入札する。

（２）開札の日時
別表１⑥に示す日時

（３）開札の場所
〒９５６－００１５
新潟県新潟市秋葉区川口５７８－１３
北陸農政局新津郷用水農業水利事業所

（４）落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。
落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

（５）入札者が２者未満の場合の手続の中止
参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時）のいずれかの手続期限をもって、入札者が２者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続を中止する。
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

９　その他
（１）詳細は業務説明書による。

（２）手続における交渉の有無　　無

（３）入札保証金　　免除

（４）契約保証金　　納付（保管金の取扱店　日本銀行新潟支店）
ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁北陸農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険

契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（５）入札の無効

本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）契約書作成の要否　　要

（７）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。

（８）発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

ア　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ　公表前における発注予定に関する情報聴取

カ　公表前における入札参加者に関する情報聴取

キ　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表１

①	業務説明書の交付期間	令和８年10月21日から令和８年11月４日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで
②	参加表明書の提出期間	令和８年10月22日から令和８年11月４日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで
③	選定結果の通知時期	令和８年11月９日を予定
④	電子入札方式による入札期間	令和８年11月19日から令和８年11月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで
⑤	紙入札方式による入札日時	令和８年11月25日午前10時30分
⑥	開札日時	令和８年11月25日午前10時30分

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。